

令和7年4月1日施行 脱炭素大改正による教材の訂正等 No.4

〔法規1・2・6・7回分〕

2025年2月16日

2025年目標 TAC 一級建築士講座

・この資料は法規1・2・6・7回分についてのものです。

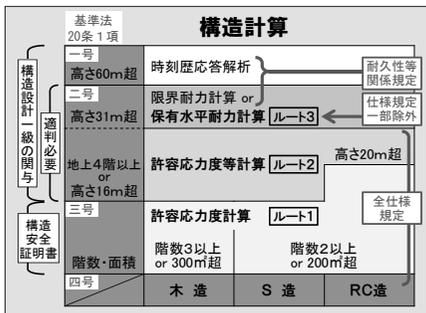
日付	頁	誤	正
2/16	法規テキスト P10 ㊦15の図	「法6条1項二号」の図及び右欄 ㊦21 を削除 (法6条1項二号が改正されたため。)	
	法規テキスト P14 ㊦3～23	■土法3条～ ～以上の建築物 (本文のみ)	追録 ㊦B10 を参照
	法規テキスト P15 の図	【3ページの※1を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P15 ㊦24	例題中 …高さ12m、軒の高さ9mの…	…高さ12mの… (下線部を削除)
	法規テキスト P20右欄㊦16の図	【3ページの※2を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P24 ㊦5の表	表中、三号の部分を削除	
	法規テキスト P40 ㊦19～33	【5ページの※3を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P41 ㊦1	【5ページの※4を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P44 ㊦27	…法6条1項一号から <u>三号</u> までの建築物…	…法6条1項一号 又は二号 の建築物…
	法規テキスト P45 ㊦23の表	表中 法6条1項一号から <u>三号</u> の	法6条1項一号 又は二号 の
	法規テキスト P46 ㊦17	図中 確認必要 (法6条1項 <u>一号、三号</u> のみ)	確認必要 (法6条1項 二号)
	法規テキスト P133 ㊦10～35	【7ページの※5を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P134 ㊦18の図	「法20条1項三号」の図を削除 (法20条1項三号が改正されたため。)	
	法規テキスト P137 ㊦3の図	【9ページの※6を切り貼りしてください】	
	法規テキスト P138 ㊦8	…の場合 <u>限り</u> 、…	…の場合 等 にあつては、…
	法規テキスト P141右欄 ㊦26図	【9ページの※7を切り貼りしてください】	
法規テキスト P142 ㊦28	【9ページの※8を切り貼りしてください】		

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

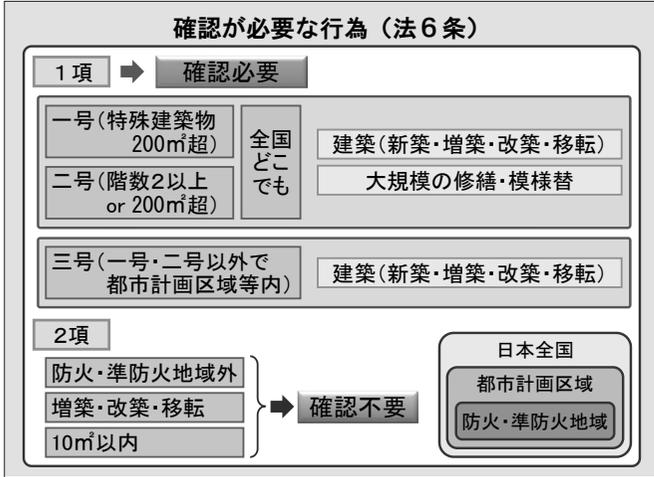
建築士でなければできない設計又は工事監理の範囲（業務範囲）

構造	木造			鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造		すべての構造
	高さ ≤ 16m			高さ ≤ 16m		高さ > 16m
高さ・階数 延べ面積 (㎡)	階数 = 1	階数 = 2	階数 = 3	階数 ≤ 2	階数 = 3	(地上) 階数 ≥ 4
	0	資格要求なし (誰でもよい。)			資格要求なし (誰でもよい。)	
30						
100						
200	一級建築士、二級建築士又は木造建築士			一級建築士又は二級建築士		
300						
500						
1,000	※	※	※		一級建築士	
	※					
	3条1項一号	3条1項四号		3条1項三号		3条1項二号・三号

(注) ※印部分の、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムのないものを除く。）、百貨店の場合は、一級建築士に限る。



■法6条（確認申請）



一号・二号は、全国どこでも確認が必要な要件。

★ポイント★

都市計画区域内の大規模の修繕・模様替については、一号・二号を確認する。

★ポイント★

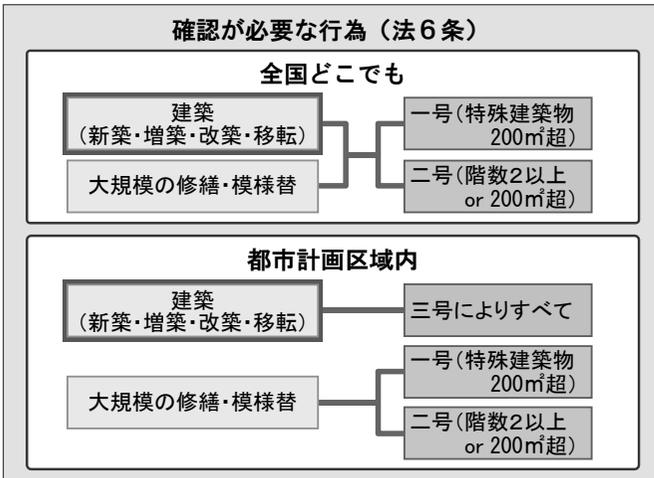
防火・準防火地域は、都市計画区域内に定められる。

「防火・準防火地域内の建築(新築・増築・改築・移転)」は2項に該当しないので、1項三号により、規模にかかわらず確認が必要。

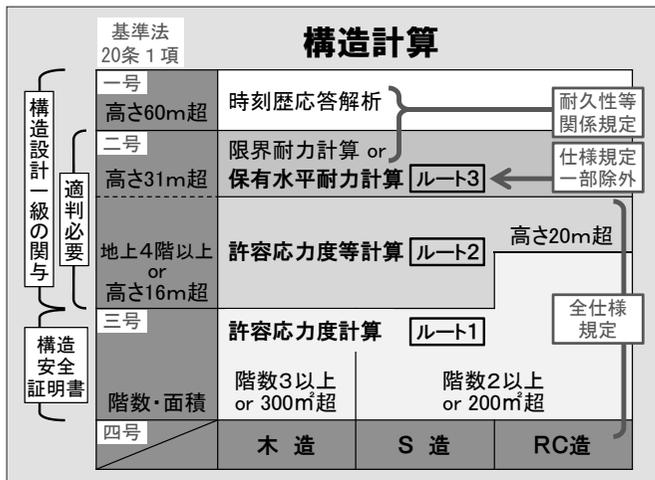
※建築物の「規模」とは、面積、高さ、階数をさす。

※法6条2項の「10㎡」は6畳程度。

$$6\text{畳} = 6 \times (1.82\text{m} \times 0.91\text{m}) \approx 6 \times 1.66 = 9.96\text{㎡}$$



法20条 建築物の構造・規模種別		令81条 構造計算方法	令36条 適合させる仕様規定
法20条1項一号 超高層建築物	高さ >60m	令81条1項 時刻歴応答解析	令36条1項 耐久性等関係規定
法20条1項二号 +令36条の2 一定規模超の 建築物	木造、 S造 階数(地階を除く) ≥ 4 or 高さ >16m	31m 超 いずれでもよい	令36条2項二号 耐久性等関係規定
	RC造、 SRC造 高さ >20m		令36条2項一号 仕様規定の一部除外
法20条1項三号 中低層等の 建築物	木造 階数 ≥ 3 or 延べ面積 >300㎡ S造 RC造 SRC造 階数 ≥ 2 or 延べ面積 >200㎡	令81条2項一号 許容応力度計算 (ルート③) 令81条2項二号 31m 以下 許容応力度等計算 (ルート②)	令36条2項三号 全仕様規定
法20条1項四号 小規模建築物	上欄以外	令81条3項 許容応力度計算 (ルート①)	令36条3項 全仕様規定
		構造計算不要	令36条3項 全仕様規定



25 <表の覚え方のヒント>

(1) 木造について

- ・ 確認申請が必要なのは 階数2以上 or 200㎡超
- ・ 許容応力度計算が必要なのは 階数3以上 or 300㎡超

<覚え方>

「木造 確認にんにん 計算さんざん」

(2) 二号の構造種別・規模について

- ・ 「高さ」による。延べ面積によらない。高くなると、高度な構造計算が必要になる。
- ・ 二号の中で、さらに高さ31mで構造計算及び技術的基準(仕様規定)が変わる。

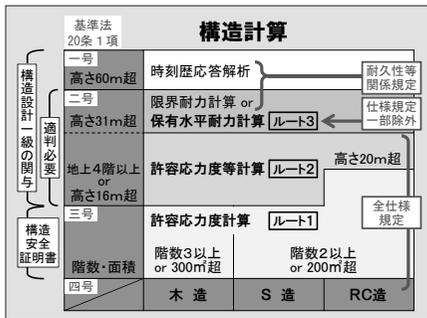
木造の構造計算

③ 地上4階以上 or 高さ16m超
 ➔ 許容応力度等計算(ルート2)
 ➔ 偏心率0.15以下

② 階数3以上 or 延べ面積300㎡超
 ➔ 許容応力度計算(ルート1)

① 階数2以上 or 延べ面積50㎡超
 (令46条4項) 構造計算とは呼ばない
 ➔ 階全体の存在壁量 ≥ 必要壁量
 ➔ 「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」(令46条4項に基づくS56告示1100号)

注意
 ➔ 4分割法 or 偏心率0.3以下



■法6条の3第1項ただし書

特定建築基準適合判定資格者の審査による適判除外

法6条の3第1項ただし書 次の各号の確認審査を、高度の専門的知識を有する建築主事等(特定建築基準適合判定資格者:規則3条の13)がする場合は適判不要。

一号 法20条1項二号イのうち、確認審査が比較的容易なもの(令9条の3、令81条2項二号イにより許容応力度等計算)

法20条1項二号イ

許容応力度等計算 ルート2	保有水平耐力計算 ルート3	限界耐力計算
↓	↓	↓
不要となる例外アリ	構造計算適合性判定が必要	

二号 法20条1項四号(構造計算が不要なもの)のうち、構造設計一級建築士が構造設計又は法適合確認を行ったもの



法6条の3第1項二号について
 法20条1項四号の構造計算が不要な小規模の建築物であっても、伝統的構法等で一部の仕様規定を満たせない場合は高度な構造計算が必要になり、適判が必要となるところ、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、構造計算適合性判定資格者(規則3条の13第1項本文かっこ書)である建築主事等が確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定は不要である。